

学校選択制 FAQ (よくあるお問合せ) 1

Q 希望した学校へは必ず入学できますか？

A 通学区域の学校へは、必ず入学できます。通学区域外の学校については、学校ごとに通学区域外からの受入できる人数が決まっていますので、希望者が多く、その人数を超えた場合は抽選になります。



Q どの学校でも自由に選択できますか？

A 浪速区内のすべての小学校・中学校及び小中一貫校から選択することができます。

○希望できる学校

浪速区内市立小学校…栄小学校、難波元町小学校、大国小学校、敷津小学校、
塩草立葉小学校、浪速小学校(日本橋小中一貫校)

浪速区内市立中学校…難波中学校、日本橋中学校(日本橋小中一貫校)、木津中学校
小中一貫校……………日本橋小中一貫校(浪速区)、やたなか小中一貫校(東住吉区)、
小中一貫校むくのき学園(東淀川区)、
いまみや小中一貫校(西成区)、
咲洲みなみ小中一貫校(住之江区)、中之島小中一貫校(北区)

※西区の日吉小学校・堀江中学校が通学区域の住所地(幸町1丁目～3丁目)に居住している
就学予定の方は、通学区域校(日吉小・堀江中)を除き、西区内の他の小学校・中学校の希望はできませんので、ご注意ください。

Q 住所地の通学区域校を希望する場合、希望調査票の提出は必要ですか？

A 希望調査票は、全ての方に提出をお願いしています。希望調査票には、「1 通学区域の学校への就学を希望する。」に○をつけて提出してください。



国立・私立・特別支援学校等を希望している場合でも、希望調査票の提出は必要ですか？

A 国立・私立・特別支援学校等を希望している場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用することになる場合には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、お住まいの通学区域の学校が希望選択校として指定されることになります。**国立・私立・特別支援学校等への就学が決定した場合は、すみやかに区役所窓口サービス課（住民情報）まで届出を行ってください。**



希望調査票を出さなかった場合はどうなりますか？

A 自動的に通学区域の学校を選択したものとみなします。
ただし、希望調査票の提出は、令和8年度に、小学校新1年生・中学校新1年生となる全員が対象ですので、必ず提出していただきますよう、お願いします。



なぜ学校選択制を実施するのですか？

A 児童・生徒とその保護者の方が就学する学校を選ぶことができる権利を拡大することと、それにより、学校ごとに特色ある教育を行う環境づくりを進め学校の活性化をめざしています。



学校選択制 FAQ (よくあるお問合せ)2

Q 小中一貫校とはなんですか？

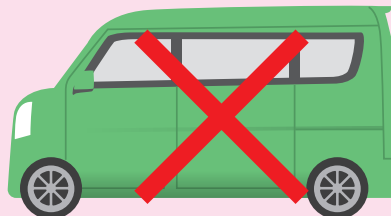
A 同じ校舎内で、小学校1年生から中学校3年生までが教育活動を行う学校のことです。小・中学校の接続をスムーズに行い、連続した教育カリキュラムで一貫した教育を行ったり、小・中学校の教員がより連携して児童・生徒の指導にあたることができるといった点や、小学生から部活動に参加できるといったことが可能となっています。本市では6校設置されており、市内のどの区にお住まいの方でも就学することができます。

ただし、通学区域外の児童・生徒は、希望者が多い場合抽選となります。

Q 選択制で通学区域外の学校に就学すれば通学距離が遠くなるのですが、自転車や電車で通学できますか？

A できません。希望校を選択する際に通学距離や所要時間、安全の確保についても十分に考慮してください。自宅から最寄の集団登校のグループの集合場所など詳しくは各小学校にお問い合わせください。

ただし、小中一貫校については、市全域から就学できるため、例外的に公共交通機関の利用が可能です。



Q 選択制で通学区域外の学校に就学した場合、弟妹も同じ学校に入学できますか？

A 希望調査票を提出してください。

弟妹が兄姉と同じ学校へ入学を希望する場合は優先となりますが、希望者が多数の場合は抽選となるため、必ず入学できるとは限りません。



選択制で通学区域外の小学校に入学した場合、中学校は通学している小学校の接続中学校が指定されますか？



通学区域の中学校が指定されるため、希望調査票を提出してください。

通学している小学校の接続中学校を希望する場合は優先となりますが、希望者が多数の場合は抽選となるため、必ず入学できるとは限りません。



障がいが重くても、地域の学校で学ぶことができますか？



大阪市では、障がいの程度に関係なく、地域の小学校・中学校・義務教育学校で、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めています。就学先を決める際には、本人や保護者の方の意向を尊重しています。



就学相談はいつからできますか？



就学する前年の4月ごろからできます。

それ以前でも、希望があれば相談できます。できるだけ早い時期から通学区域の小学校（進学の場合は在籍している学校）にて就学相談を行ってください。

